

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成23年10月25日

中部電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久 殿

原子力安全・保安院原子力発電安全審査課長

平成23年10月6日付けで本浜岡発第840号により照会のあった件については、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令（条項）の
~~対象となる~~ / 対象とならない

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、本回答の根拠となる照会対象法令（条項）の解釈は、以下のとおりです。

記

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）においては、原子炉設置者は、法第26条第1項の規定により、法第23条第2項第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときには、主務大臣（実用発電用原子炉の場合は経済産業大臣）の許可を受けなくてはならない。
2. 照会のあった件については、法第23条第2項第5号「原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備」の変更にかつ該当するかの照会であるが、照会書には、以下の事項が提示されている。
 - ・平成23年5月14日に、中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号機にお

いて、原子炉冷温停止過程で原子炉冷却設備の復水器において、主復水器蒸気室の細管が損傷し、海水が原子炉冷却系内に流入したため、直近のプラント停止期間中に、高濃度の塩化物イオンを含んだ冷却材（以下「保有水」という。）の浄化作業を計画している。

- 保有水の浄化計画には、既存の液体廃棄物処理系（低電導度廃液系）による処理の前に、これらの塩化物イオンを除去するための逆浸透膜装置及び蒸発装置（以下「塩分除去装置」という。）を設置し、前処理することとしている。この塩分除去装置は、今回流入した塩化物イオンの除去のために設置し、浄化作業終了後は撤去する。
- 逆浸透膜装置の処理によって塩化物イオンを除去した保有水（以下「浄化水」という。）と高濃度の塩化物イオンを含む水（以下「残渣」という。）が発生するが、浄化水は既存の低電導度廃液系で処理する。一方で残渣は、蒸発装置で蒸発させ、雑固体廃棄物として処理可能な状態（以下「塩塊」という。）とし、蒸発装置から発生する凝縮水（以下「凝縮水」という。）は既存の低電導度廃液系で処理する。
- 蒸発装置では、残渣を塩塊と凝縮水に分離する際に、既存設備から所内蒸気及びタービン機器冷却水を供給し使用するが残渣が既存設備に流入しない設計とする。
- 低電導度廃液系は設置変更許可申請書本文において「収集槽、ろ過装置、脱塩装置等で構成する」としているが、塩分除去装置の設置により、主たる系統及び設備の基本設計ないし基本的設計方針を変更するものではない。
- 既存の低電導度廃液系のろ過装置及び脱塩装置の処理容量は、塩分除去装置から発生する浄化水及び凝縮水量と比較して十分に余裕があり、既存の低電導度廃液系で処理可能である。
- 塩塊は、不燃性雑固体廃棄物に該当し、設置変更許可申請書に従い、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、固型化材（モルタル）を充填しドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。今回の処理によって発生する固体廃棄物は固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵能力に影響を及ぼすものではない。
- なお、今回処理される保有水の放射性物質濃度は、除染を必要としない低い値であり、除染能力の変更を要するものではない。また、平常時の公衆被ばく評価に影響を及ぼすものではない。
- 従って、塩分除去装置は、原子炉施設の安全確保上重要な施設に該当せず、本装置設置に関わる原子炉設置変更許可申請は不要であると考える。

3. 原子炉の設置許可の基準は、法第24条第1項第4号に規定する「災害の防止上支障がないものであること」等であるが、原子炉施設の位置、構造及

び設備の変更工事が、設置許可申請書（設置変更許可申請書を含む。以下同じ。）における基本設計ないし基本的設計方針を変更しない限りにおいては、設置変更許可を要する事案には該当しないこととなる。

本件は、冷却材に高濃度の塩化物イオンを含んでしまったため、これを浄化するために、直近のプラント停止期間中のみ、既設の液体廃棄物処理系の前処理装置として一時的に塩分除去装置を設置するものである。

塩分除去装置の設置については、液体廃棄物処理系（低電導度廃液系）の主たる系統及び設備の基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するものではない。

審査基準となる「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」において、放射性液体廃棄物の処理設備は、放出放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計であることが規定されているが、保有水の放射性物質濃度は基準値に対して十分に低く、今回の工事は当該指針に係る追加的な対応を要するものでないことから、基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するものではない。

同指針において、放射性液体廃棄物の漏洩防止及び敷地外への管理されない放出の防止が考慮された設計であることが規定されているが、放射性液体廃棄物の系統は漏洩防止を施すことが申請書に記載されており、今回の工事は基本設計ないし基本的設計方針の記載の変更を要するものではない。

また、蒸発装置から発生する塩塊は不燃性雑固体廃棄物として処理されるが、その発生量は固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵能力の変更を要するものではない。

なお、今回処理される保有水の放射性物質濃度は小さいことから、除染能力の変更を要するものではなく、また平常時の公衆被ばく評価に影響を及ぼすことはない。

よって本件は設置許可申請書における基本設計ないし基本的設計方針を変更するものではなく、設置許可の範囲を超えるものではないと考えられる。

したがって、照会のあった件は法第26条第1項の手続が必要な事案には該当しない。